社会福祉法人 あじさい くまの子保育園運営規程

（事業所の名称等）

第１条　社会福祉法人あじさいが設置するこの保育所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

(1)名　称　　くまの子保育園

(2)所在地　　岡山市東区西大寺松崎３０２－１

（施設の目的及び運営方針）

第２条　くまの子保育園（以下「当園」という。）は，保育を必要とする乳児及び幼児を日々受け入れ，保育事業を行うことを目的とする。

２　当園は，保育の提供に当たっては，入園する乳児及び幼児（以下「利用乳幼児」という。）の最善の利益を考慮し，その福祉を積極的に増進することに最もふさわしい生活の場を提供するよう努めるものとする。

３　当園は，保育に関する専門性を有する職員が，家庭との密接な連携の下に，利用乳幼児の状況や発達過程を踏まえ，養護及び教育を一体的に行うものとする。

４　当園は，利用乳幼児の属する家庭や地域との様々な社会資源との連携を図りながら，利用乳幼児の保護者に対する支援及び地域の子育て家庭に対する支援等を行うよう努めるものとする。

５　当園は，「岡山市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例」、その他関係法令・通知等を遵守し，事業を実施するものとする。

（認可定員）

第３条 当園の認可定員は１５０人とする。

（利用定員）

第４条 当園の利用定員は，子ども・子育て支援法（以下「法」という。）第１９条第１項各号に掲げる小学校就学前子どもの区分ごとに，次のとおり定める。

(1)法第１９条第１項第２号の子ども（保育を必要とする３歳児以上児。以下「２号認定子ども」という。）　９０人

(2)法第１９条第１項第３号の子ども（保育を必要とする３歳児未満児。以下「３号認定子ども」という。）のうち，満１歳以上の子ども　４５人

(3)３号認定子どものうち，満１歳未満の子ども　１５人

（提供する保育等の内容）

第５条 当園は，保育所保育指針（平成 20 年 3 月 28 日厚生労働省告示 141 号）に基づき，以下に掲げる保育その他の便宜の提供を行う。

(1)特定教育・保育(第１０条に規定する時間において提供する保育をいう。以下同じ。)
(2)養護と教育の一体的な提供
(3)食事の提供
(4)あじさい子育て支援センター
(5)延長保育事業
(6)一時預かり事業
(7)その他保育に係る行事等

(延長保育)
第６条 当園は，保育標準時間認定子どもについては１８時から１９時まで，保育短時間認定子どもについては７時から８時３０分、１６時３０分から１８時まで，それぞれ平常の保育時間を超えて保育が必要な場合に延長保育を行う。ただし、土曜日は保育標準時間認定の子どもの延長保育は行わない。

(一時預かり事業)
第７条 当園は，８時３０分から１６時３０分まで，保護者が，病気や出産，家族の看護等などで緊急に保護が必要とされる子どもに対して，一時的に保育を実施する。ただし，受け入れ態勢や子どもの状況などにより，受け入れが困難な場合はこの限りでない。

(職員の職種，員数及び職務の内容)
第８条 保育の実施に当たり配置する職員の職種，員数及び職務内容は，次のとおりとする。ただし，利用乳幼児の受け入れ状況等により，員数が変動する場合が有り得る。
(1)園長 １名
園長は、職員及び業務の管理を一元的に行い、職員に対し法令等を遵守させるため必要な指揮命令を行うとともに、利用乳幼児を全体的に把握し、園務を司る。
(2)事務局長 １名
事務局長は、運営における管理業務を行う。
(3)主任保育士 １名
主任保育士は、地域の保護者等に対する子育て支援を行うとともに、園長を補佐し、保育内容について他の保育士を総括する。
(4)副主任保育士 ２名
副主任保育士は、主任保育士を補佐し保育に従事し業務を行う。
(5)保育士 ２７名
保育士は、保育に専従し，その計画の立案、実施記録及び家庭連絡等の業務を行う。
(6)保育補助員 １名
保育補助員は、保育士の補助を行う。

(7)事務員　１名

事務員は、事務長の補佐を行う。

(2)看護師　１名

看護師は、入園児の健康状態を観察し健康管理等の業務を行う。

(10)嘱託医及び歯科嘱託医　各１名

嘱託医及び歯科嘱託医は、入園児の健康管理業務を行う。

(11)管理栄養士　１名

管理栄養士は、献立の作成、栄養の指導及び管理を行う。

(12)調理員　５名

調理員は，栄養士の作成した献立に基づき、給食及びおやつを調理する。

(13)用務員　１名

用務員は、園内諸業務に従事する。

（保育を提供する日）

第９条 保育を提供する日は、月曜日から土曜日までとする。ただし、年末年始（１２月２９日から１月３日）及び祝祭日を除く。

（保育を提供する時間）

第１０条 保育を提供する時間は、次のとおりとする。

(1)保育標準時間認定に係る保育時間（11時間）

７時から１８時までの範囲内で、保護者が保育を必要とする時間とする。

(2)保育短時間認定に係る保育時間（８時間）

８時３０分から１６時３０分までの範囲内で保護者が保育を必要とする時間とする。

（利用者負担その他の費用の種類）

第１１条 当園の特定教育・保育を利用した支給認定保護者は、その支給認定を受けた市町村に対し、当該市町村の定める利用者負担金（保育料）を支払うものとする。

２ 当園は、支給認定申請から認定の効力が発生する日までの間において、災害等の緊急その他やむを得ない理由により保育を提供した場合については、当該保護者から特定教育・保育基準費用額（子ども・子育て支援法第２８条第２項第１号に規定する内閣府総理大臣が定める基準により算定した費用の額をいう。）の支払いを受けるものとする。この場合，当該保護者が適切に教育・保育給付を受けられるよう、特定教育・保育提供証明書の交付その他必要な措置を講じるものとする。

３ 当園は、前項の支払いを受けるほか、当園の保育利用その他便宜の提供に要する費用として、園児の保護者から、下表に掲げる実費徴収額の支払を受けるものとする。

項　目	内容・負担を求める理由・目的	金　額	支払時期
給　食　費	３才以上児の給食、おやつの提供にかかる費用	主食費：月額２,０００円 副食費：月額４,８００円 【土曜保育利用主食費】 出席日数分×２５０円	毎月 15 日 口座振替
紙おむつ サブスク	０歳・1 歳児のみ、紙おむつにかかる費用	月額２,１８０円	
絵本代	３歳未満児は１冊購入費 ３歳以上児は２冊購入費	月額４００円前後 月額８００円前後	
保護者会費	保護者会運営のための費用	月額５００円	
保険掛金	園内で負傷・疾病等の対応保険掛金	２４０円/毎年度	
卒園アルバム代	５歳児に卒園アルバムを制作する費用	５,０００円/12 月頃徴収（５歳児のみ）	
延長保育料 （保育標準時間）	延長保育を必要とした場合の費用	１時間５００円 上限６,０００円	毎月 15 日 口座振替
延長保育料 （保育短時間）	延長保育を必要とした場合の費用	３０分２００円	毎月 15 日 口座振替

4　本園は、特定教育・保育の提供にあたって、特定教育・保育の質の向上を図るため、下表に掲げる費用については、教育・保育給付認定保護者から実費の負担を受けるものとする。

項　目	内容・負担を求める理由・目的	金　額	支払時期
リズム費用	ピアニカ・リトミック・合奏等の活動を取り入れ、音楽に親しみリズムの楽しさや感性をはぐくむことを目的に行う。その費用を求める。 毎週火曜日３・４・５ 歳児の希望者	月額３,０００円 ４月～３月 毎週火曜日	毎月 15 日 口座振替
硬筆費用	ひらがなに興味を持ちながら、丁寧に字を書くことを学ぶ。その費用を求める。 毎週月曜日 ３・４・５ 歳児の希望者	【３・４歳児】 月額２,５００円 【５歳児】 月額３,１５０円 （本代６５０円含む）	

5 一時預かり保育の料金は、半日 1,500 円、１日 2,500 円とする。（昼食代 300 円含む）

６在園児のうち階層区分がＡ（生活保護世帯）Ｂ（住民税非課税世帯）の児童は延長保育、副食費は減免となる。

（利用の開始に関する事項）

第１２条 当園に入園するときは、岡山市との利用調整を行わなければならない。

（利用の終了に関する事項）

第１３条 当園は、以下の場合に保育の提供を終了するものとする。

(1) ２号認定子どもが小学校就学の始期に達したとき

(2)利用乳幼児の保護者が、法令等に定める支給要件に該当しなくなったとき

(3)その他、利用の継続について、重大な支障又は困難が生じたとき

(4)退園の届け出があったとき

（緊急時における対応方法）

第１４条 当園の職員は、保育の提供を行っているときに、利用乳幼児に病状の急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに嘱託医又は利用乳幼児の主治医に連絡する等、必要な措置を講じるものとする。

２ 保育の提供により事故が発生した場合は、岡山市、利用乳幼児の保護者等に連絡するとともに、必要な措置を講じるものとする。

３ 当園は、事故の状況や事故に際して行った処置について記録するとともに、事故発生の原因を解明し、再発防止のための対策を講じるものとする。

４ 利用乳幼児に対する保育の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行うものとする。

（非常災害対策）

第１５条 当園は、非常災害に備え、利用乳幼児の安全を確保するための具体的な計画及びマニュアル（次項及び第４項において「計画等」という。）を作成することとする。

２ 当園は、計画等に基づき、利用乳幼児の避難及び関係機関への連絡のための体制を整備し、当該体制について職員に周知するとともに、利用乳幼児に避難方法等について理解させるよう努めることとする。

３ 当園は、少なくとも毎月１回以上、避難及び消火に係る訓練を実施するものとする。

４ 当園は、前項における訓練の結果を踏まえ、計画等の検証及び必要な見直しを行うこととする。

（虐待の防止のための措置）

第１６条 当園は、利用乳幼児の人権の擁護及び虐待の防止を図るため、必要な体制の整備を行うとともに、職員に対する研修の実施その他必要な措置を講じるものとする。

（記録の整備）

第１７条 当園は、保育の提供に関する以下に掲げる記録を整備し、その完結の日から５年間保存するものとする。

(1)保育の実施に当たっての計画

(2)提供した保育に係る提供記録

(3)特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準第 19 条に規定する規定する市区町村への通知に係る記録

(4)保護者からの苦情の内容等の記録

(5)事故の状況及び事故に際して行った処置についての記録

（苦情対応）

第１８条 保護者は、提供されたサービス等につき苦情を申し出ることができる。その場合本園は、速やかに事実関係を調査し、その結果、改善の必要性の有無並びに改善方法について、保護者に報告するものとする。なお、苦情申立窓口は、別紙苦情対応規程に記載された通りである。

（秘密の保持について）

第１９条 保育園は、業務上知り得た入園児及びその家族に関する個人情報並びに秘密事項については、入園児又は第三者の生命、身体等に危険がある場合等正当な理由がある場合、正当な権限を有する官憲の命令による場合並びに別に定める文書（情報提供同意書）により同意がある場合に限り第三者に開示するものとし、それ以外の場合は、保育園利用中及び利用終了後においても第三者に対して秘匿します。

２　職員は業務上知り得た入園児またはその家族の秘密を保持しなければならない。また、職員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するものとする。

附 則

この規程は，平成２７年４月１日から施行する。

この規程は，平成２８年４月１日から施行する。

この規程は，平成２９年４月１日から施行する。

この規程は，平成３０年４月１日から施行する。

この規程は，平成３１年４月１日から施行する。

この規程は、令和元年１０月１日から施行する。

この規程は、令和４年４月１日から施行する。

この規程は、令和５年４月１日から施行する。

この規程は、令和５年１１月１日から施行する。

この規程は、令和６年４月１日から施行する。

この規程は、令和８年４月１日から施行する。